

宜 議 第 3 4 1 号
平成 2 9 年 9 月 2 8 日

議 長
大城 政利 殿

経済建設常任委員会
委員長 呉屋 等

委員会審査結果について（報告）

第 4 0 8 回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
平成 2 9 年 9 月 1 3 日	平成 2 9 年 9 月 1 3 日	認定第 4 号、議案第 4 6 号、認定第 5 号、議案第 4 7 号
平成 2 9 年 9 月 1 4 日	平成 2 9 年 9 月 1 4 日	議案第 5 9 号、議案第 5 5 号、認定第 3 号、議案第 4 5 号、議案第 5 1 号、議案第 5 2 号
平成 2 9 年 9 月 1 5 日	平成 2 9 年 9 月 1 5 日	議案第 4 5 号、議案第 4 6 号、議案第 4 7 号、議案第 5 1 号、議案第 5 2 号、議案第 5 3 号、議案第 5 5 号、議案第 5 9 号、認定第 3 号、認定第 4 号、認定第 5 号、陳情第 7 6 号、陳情第 1 3 号、陳情第 1 7 号、陳情第 7 7 号
平成 2 9 年 9 月 2 2 日	平成 2 9 年 9 月 2 2 日	陳情第 7 7 号
平成 2 9 年 9 月 2 5 日	平成 2 9 年 9 月 2 5 日	陳情第 7 6 号、意見書第 3 5 号、陳情第 7 7 号
会議日数 5 日間		

2. 会議事項

議案番号	件名	付託日	議決日	結果
議案第45号	平成29年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	平成29年9月12日	平成29年9月15日	原案決
議案第46号	平成29年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	平成29年9月12日	平成29年9月15日	原案決
議案第47号	平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	平成29年9月12日	平成29年9月15日	原案決
議案第51号	宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について	平成29年9月12日	平成29年9月15日	原案決
議案第52号	宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について	平成29年9月12日	平成29年9月15日	原案決
議案第53号	宜野湾市企業立地促進条例の一部を改正する条例について	平成29年9月12日	平成29年9月15日	原案決
議案第55号	宜野湾市水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例について	平成29年9月12日	平成29年9月15日	原案決
議案第59号	平成28年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	平成29年9月12日	平成29年9月15日	原案可決及び認定
認定第3号	平成28年度宜野湾市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成29年9月12日	平成29年9月15日	認定
認定第4号	平成28年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成29年9月12日	平成29年9月15日	認定
認定第5号	平成28年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成29年9月12日	平成29年9月15日	認定
陳情第76号	宜野湾市シルバー人材センターに対する支援強化について	平成29年9月12日	平成29年9月25日	採択
陳情第77号	宜野湾市西普天間地区返還地整備に伴う市内商工業者の優先利用に係る特段の配慮について	平成29年9月12日	平成29年9月25日	採択

意見書 第35号	キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区跡地への琉球大学医学部及び同附属病院移転整備に係る宜野湾市内商工業者への優先受注機会の確保に関する意見書	—	平成29年 9月25日	原案可決 (本会議 へ提出)
陳情 第13号	耐震診断費用の自己負担軽減について	平成26年 12月9日	—	継 続 審 査
陳情 第17号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める陳情	平成27年 3月4日	—	継 続 審 査

經濟建設常任委員會會議錄

○開催年月日 平成29年9月13日(水) 1日目

午前10時00分 開会

午後 3時54分 散会

○場 所 第2常任委員會室

○出席委員(7名)

委員長	吳屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

○欠席委員(0名)

--	--

○説明員(3名)

建設部長	古波 蔵 晃
市街地整備課 計画係長	永山 拓朗

市街地整備課 課長	比嘉 徹
--------------	------

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡嘉敷 真
------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議 番	案 号	件 名
認 第 4	定 号	平成28年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議 第 4 6	案 号	平成29年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
認 第 5	定 号	平成28年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議 第 4 7	案 号	平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

第408回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成29年9月13日（木）第1日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

認定第4号 平成28年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

《 現 場 視 察 》

※宇地泊及び佐真下第二土地区画整理事業地内の視察を行う。

○呉屋等 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午前11時45分）

◆午後の会議◆

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。午前に引き続き、認定第4号に対する質疑を許します。

～質疑・答弁～

○米須清正 委員 宇地泊第二土地区画整理事業（補助）の物件補償費7,016万7,200円は何件分の補償費か伺いたい。

○市街地整備課長 建物補償2件分である。

○米須清正 委員 宇地泊第二土地区画整理事業（単独）の物件補償費292万5,600円の内容を伺いたい。

○市街地整備課長 仮住居費用2件分である。

○知名康司 委員 実質収支に関する調書の繰越明許費繰越額の内容を説明いただきたい。

○建設部次長 建物補償及び設計委託料等の翌年度に繰り越す分の額の合計であり、歳入歳出差引額との差である642万397円は一般会計に繰り戻すものである。

- 濱元朝晴 委員 宇地泊第二土地区画整理事業基金積立事業の2,870万1,379円に642万397円を合計するのか伺いたい。
- 建設部次長 642万397円の実質収支額については、一般会計に繰り戻す分と平成29年度の補正予算（第1号）で基金へ積み立てる金額の合計である。
- 米須清正 委員 保留地処分金6,244万6,421円について、処分した保留地の場所を伺いたい。
- 建設部次長 保留地6筆、510.33平方メートルを処分したものであり、旧宇地泊公民館付近の保留地である。
- 呉屋等 委員 処分予定の保留地はあとどのくらい残っているのか伺いたい。
- 市街地整備課長 残り4筆である。
- 呉屋等 委員 土地区画整理審議会委員及び評価員の人数と会議の回数を伺いたい。
- 市街地整備課長 資料を提出してまいりたい。
- 呉屋等 委員 監査委員から提出されている審査意見書によると、歳出の執行率が83.36%で前年比16.14%減少しているとのことであるが、理由を伺いたい。
- 建設部次長 翌年度繰越額が多かったことに加え、物件補償費が翌年度に繰り越しとなったためである。
- 呉屋等 委員 総務費の執行率が前年度比50.24%減少した理由を伺いたい。
- 建設部次長 工事費や補償費が減少したことに伴うものである。
- 呉屋等 委員 事業が完了に近づくにつれ、総務費も年々減少していくと理解してよいか。
- 建設部次長 そのとおりである。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第46号 平成29年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

- 知名康司 委員 基金へ積立する額と一般会計に繰り出す額はどのように分けているのか伺いたい。
- 建設部次長 保留地処分金など、事業で得た歳入については基金へ積立を行い、一般会計から受け入れた分については、一般会計へ繰り戻すものである。
- 知名康司 委員 積立金の残高について伺いたい。
- 市街地整備課長 本件で提案している積立額526万2,000円を追加した場合、

積立額は1,242万1,000円となる。

○呉屋等 委員 事業が完了するまでに一般会計から繰り入れた額と同額を繰り戻すことになるのか伺いたい。

○建設部次長 事業に必要な分を歳出しているため、繰入金と繰出金が一致することはない。

○呉屋等 委員 事業完了後に基金に残高があった場合はどのように取り扱うのか。

○建設部次長 基金は残高が残らないように運用するのが原則であるが、残高が発生した場合は、起債の償還に充てることとなる。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

認定第5号 平成28年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

○知名康司 委員 県支出金の収入未済額についてお聞きしたい。

○市街地整備課長 事業の繰越に伴うものである。

○濱元朝晴 委員 諸収入の予算現額に対して調定額が多くなっている理由を伺いたい。

○市街地整備課長 保留地購入者が平成28年度中に金融機関からの融資を受けられない見通しとなったため、3月定例会で補正予算の減額を行ったが、その後、出納整理期間中に融資が可能となり、処分を行うことができたため予算現額よりも調定額が多くなっている。

○濱元朝晴 委員 年度内に処分を行うことができたと理解してよいか。

○市街地整備課長 年度内に処分を行うことができたものである。

○米須清正 委員 物件補償の残り27件はいつまでに完了予定かお聞きしたい。

○市街地整備課長 事業期間は平成31年度までとなっているが、平成34年度までの事業期間に変更する予定である。

○宮城司 委員 年度ごとの予算はどのように決定しているのか。

○建設部次長 対象となる建物の補償や工事に関し、実施可能な箇所を抽出するとともに、県補助金の収入状況を勘案し、決定している。

○宮城司 委員 事業の進捗に合わせて補助金の額も調整可能か。

○建設部次長 補助の対象となる額は決まっている。執行可能な分について一般会計からの繰り入れも行いながら事業を推進している。

○宮城司 委員 平成28年度の収入未済については平成29年度で収入する予定かお聞きしたい。

○建設部次長 平成29年度に県へ補助申請を行う予定である。

○濱元朝晴 委員 物件補償がおくれている原因を伺いたい。

○建設部次長 物件補償については、地権者等とも調整しながら進める必要があるため、おくれている状況である。また、県補助金についても予定額が収入できない場合もあり、事業期間の延長を行う予定である。

○呉屋等 委員 県補助金の調定額の確定時期について、新年度に確定できれば収入未済額が発生しないと考えるが、そのような運用はできないのか伺いたい。

○建設部次長 年度当初に県支出金の交付申請を行い、年度末までに支出できない分については繰り越しを行う仕組みとなっている。

○呉屋等 委員 県支出金はいつまで交付を受けられるのか伺いたい。

○市街地整備課長 補助対象事業について交付されるものである。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第47号 平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

○呉屋等 委員 平成29年8月末時点の事業進捗状況について資料をいただきたい。

○市街地整備課長 提供してまいりたい。

○濱元朝晴 委員 総務管理費の補正理由について伺いたい。

○市街地整備課長 定期人事異動のためである。

○知名康司 委員 繰入金と繰出金を相殺することはできないのか。

○建設部次長 相殺は行っていない。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後3時54分)

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 平成29年9月14日(木) 2日目

午前10時00分 開議
午後 4時09分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	呉屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

○欠席委員(0名)

--	--

○説明員(17名)

水道局長	石川 康成
水道局業務課長	伊佐 春雄
建設部長	古波 蔵 晃
下水道課長 下業務係	玉元 智
下水道課長 下管理係	眞壁 和義
市民経済部長	崎間 賢
IT推進室長	山口 久美子
IT推進室 IT推進担当主査	仲村 無我
税務課長 税制係	中村 雄高

水道局総務課長	與那原 類
水道局総務課長 経理係	喜友名 達矢
下水道課長	呉屋 武
下水道課長 下建設係	宮城 真也
下水道課長 管理担当技査	山城 憲三郎
市民課長	津島 美智子
IT推進室 番号制度担当主幹	佐久本 嘉一郎
税務課長	津波古 良幸

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡嘉敷 真
------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議番	案号	件名
議第 5 9 号	案号	平成 2 8 年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議第 5 5 号	案号	宜野湾市水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例について
認第 3 号	定号	平成 2 8 年度宜野湾市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議第 4 5 号	案号	平成 2 9 年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 5 1 号	案号	宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について
議第 5 2 号	案号	宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

第408回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成29年9月14日（木）第2日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第59号 平成28年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

～質疑・答弁～

○伊佐哲雄 委員 国庫補助金、負担金及び自己資金について伺いたい。

○水道局次長 補助金については、沖縄公共投資交付金として国からいただいているものであり、負担金については、農住組合等からいただいた負担金である。自己資金については、内部留保資金であり、補てん財源として活用している。

○伊佐哲雄 委員 総事業費が6.01%増加している理由を伺いたい。

○水道局次長 水道事業費用の営業費用、給配水費の委託料が前年度に比べ約4,000万円増加したことや、修繕費が昨年度より6,000万円増加したためである。

○宮城司 委員 収支差引は黒字となっているが、他市の状況について資料をいただきたい。

○水道局次長 資料を提供してまいりたい。

○宮城司 委員 西普天間住宅地区が供用開始された後の対応を伺いたい。

○水道局次長 野嵩配水池からの配水に加え、同地区の中に新たに配水池を整備する予定である。

○知名康司 委員 剰余金処分計算書について、老朽化に対する施設の更新に該当するのはどの箇所か伺いたい。

○水道局次長 建設改良積立金である。

○知名康司 委員 剰余金処分計算書の「資本金へ組入（長期前受金戻入相当額）」及び「資本金へ組入（建設改良積立金の取崩）」について伺いたい。

○水道局次長 平成28年度に建設改良積立金を取り崩し、資本的収支の不足する分へ補てん財源として充当したため、取り崩した分を貸借対照表の資本金の部分に繰り戻すため計上するものであり、長期前受金相当額については、償却資産の取得に伴う補助金を負債の繰延収益に計上した上、収益化していく手続を取るために計上するものである。

- 知名康司 委員 下水道課との事業統合が建設改良積立金に影響するか。
- 水道局次長 会計は別に運営するため、影響はない。
- 伊佐哲雄 委員 負担金は農住組合から受け入れたものと伺ったが、負担金を収入して事業を行う仕組みとなっているのか。
- 水道局次長 今回については、農住組合からの依頼を受けて工事を行ったため負担金をいただいたものである。
- 伊佐哲雄 委員 受益者負担が原則と理解してよいか。
- 水道局次長 そのとおりである。
- 宮城司 委員 営業外収益の有価証券利息について伺いたい。
- 経理係長 J A 共済の建物更生共済むてきに加入しており、5年満期で年利は0.88%である。そのほか、国債も購入している。
- 知念秀明 委員 建設改良積立金は水道局開局当時からの積立額か伺いたい。
- 水道局次長 水道局の発足当初は積立が行えず、平成5年に赤字を出したこともあったが、その後経営改善を行い、平成15年頃から積立金が企業債の額を上回っている。
- 知念秀明 委員 建設改良積立金の使途について伺いたい。
- 水道局次長 修繕費には補填できず、補助事業を対象とする管の更新などの裏負担に使用するものである。
- 知念秀明 委員 使用できる基準が明確にあるのか。
- 水道局次長 基準はあるが明確には定めていない。
- 宮城司 委員 損益計算書の営業外費用、支払利息とは投資の利息と理解してよいか。
- 水道局次長 投資や定期預金の利息である。
- 宮城司 委員 過年度損益修正益について伺いたい。
- 経理係長 キャンプ瑞慶覧基地の消費税還付分である。
- 水道局次長 キャンプ瑞慶覧基地においては、消費税を前年度に納めているが、基地に対する給水は税の対象外となるため、協議会を通して翌年度に還付を受けるものである。
- 宮城司 委員 普天間飛行場は還付の対象とならないのか。
- 水道局次長 普天間飛行場は全域が市内にあるため、独自で給水を行っており、消費税に関しても当該年度で処理を行っている。
- 呉屋等 委員 流動資産の現金預金の内訳について伺いたい。
- 水道局次長 資料を持ち合わせていないため、後日資料を提出したい。
- 呉屋等 委員 水道局における工事請負契約の入札方法について伺いたい。
- 水道局次長 指名競争入札が基本であり、130万円以下の工事については随意契約を行う場合もある。今年度から、公募型の指名競争入札を行っている。概

要は、市内企業に対し、工事の情報を広報した上で参加を募り、条件に合致する業者を指名して入札を行う方法である。

○呉屋等 委員 公募は市内企業に限定していると理解してよいか。

○水道局次長 市内企業に限定して公募するが、応募がない場合は範囲を拡大することもある。

○呉屋等 委員 市内企業応募が少数であった場合は市外企業にも募集を賭けるのか。

○水道局次長 市内企業に募集した結果、1社しか応募がなかった場合、法令により入札ができなかったとの取り扱いとなる。そのような場合、その企業から見積書を徴取し、随意契約を行うこともある。

○呉屋等 委員長 最低制限価格は設けているのか。

○水道局次長 指名競争入札の場合は最低制限価格を設定している。

○呉屋等 委員 決算書7ページの剰余金処分計算書(案)と49ページの剰余金計算書の関係について伺いたい。

○水道局次長 49ページの計算書については、平成28年度末の残高等を記載したものであり、今議会で処分についての認定いただいた場合、未処分利益剰余金が平成29年度の決算に追加されることとなる。

○知念秀明 委員 物品契約の量水器の売却について伺いたい。

○水道局次長 使用後の量水器を売却したものである。

○知念秀明 委員 使用できない量水器を買い取っていただいたということか。

○水道局次長 そのとおりである。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第55号 宜野湾市水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○知念秀明 委員 改正後の条例第2条の冒頭に「本市に、住民に対し」と規定した理由を伺いたい。市外に給水する可能性を含めるための規定か。

○水道局次長 条例第2条の「本市に」は当該条例の最後の部分の「水道事業を設置する」に係るものであり、市外への給水を定めたものではない。なお、市長が必要と認める場合、他市町村に給水することも可能である。

○知念秀明 委員 現在も市外に給水を行っているのか。

○水道局次長 中城村との境界部分であるハンタ道の一部に給水している。

○知念秀明 委員 第4条第3項で給水人口を10万700人と規定する理由を伺い

たい。

○水道局次長 第11次拡張事業計画で推測した将来の計画給水人口であり、水道法上、定める必要があるため規定しているが、規定する計画給水人口を超えた場合でも条例の効果には影響を及ぼさないものである。

○知念秀明 委員 第11次拡張事業計画の最終年度はいつか。

○水道局次長 平成37年度までの計画である。

○知名康司 委員 第5条において管理者を一人と規定する理由を伺いたい。

○水道局次長 地方公営企業法の全部適用を行う場合、管理者を設置することができる。本市においては、管理者一人を置くことと決定した。

○知名康司 委員 第5条第4項では管理者を上下水道局長としているが、上下水道事業管理者との違いを伺いたい。

○水道局次長 上下水道事業管理者とは、地方公営企業法を適用する際の名称であり、組織を代表するものとして管理者を上下水道局長としたものである。

○知名康司 委員 第9条第2項第3号「企業債及び一時借入金の現在高」を追加する理由を伺いたい。

○総務課長 水道事業に関しては、黒字会計であったため企業債及び一時借入金を利用することはなかったが、上下水道局となった場合、企業債及び一時借入金が発生することが予想されるため号を追加するものである。

○知名康司 委員 組織は統合されるが、会計は別に運営すると考えてよいか。

○総務課長 そのとおりである。

○宮城司 委員 改正後の条例の名称を宜野湾市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例としているが、水道事業と下水道事業を併記する必要があったのか。

○水道局次長 組織は統合されるが、会計は別に運営することを表現するためにこのような名称となった。

○宮城司 委員 平成24年度の行財政診断で水道事業と下水道事業を統合するよう指摘がなされたが、内容について伺いたい。

○水道局次長 組織統合による人員削減が主な内容である。会計の統合までは言及がなかった。

○宮城司 委員 統合するメリットを伺いたい。

○水道局次長 窓口がひとつになることで市民サービスの向上が図られるものである。

○宮城司 委員 会計を統合することができない根拠はあるか。

○水道局次長 法で会計を統合することができる事業が列挙されているが、水道事業及び下水道事業は含まれていないことから、統合できないものと理解している。

○伊佐哲雄 委員 コスト削減ができなければ統合する意味がないと考えるが、今後どのような人員削減を予定しているのか伺いたい。

○水道局次長 現在と同じ職員数でスタートする予定である。事業統合を行うことにより、人事課や財政課、契約検査課、会計課等で担っている上下水道事業に関する事務については上下水道局が行うこととなり、本来であればこれらの業務を行うための人員を4名増員する必要があるが、現在の職員数と同数の上下水道局職員で対応するものである。削減効果額としては職員4名分で計算すると概算で1,500～2,000万円と見込んでいる。

○伊佐哲雄 委員 市全体でとらえた場合、削減効果があると理解してよいか。

○水道局次長 そのとおりである。

○宮城司 委員 現在の下水道事業の資産について伺いたい。

○下水道課長 公営企業会計への移行に伴い、現在資産について調査しているところである。これまでの公共会計の場合、歳入と歳出のみを管理していたが、公営企業会計に移行することにより、現在の資産を正確に把握し、施設の老朽化等に伴う修繕にあらかじめ備えることができるものである。

○知念秀明 委員 今後の修繕に備えるためとの説明がなされたが、下水道料金の改定も予定しているのか。

○下水道課長 料金改定を行うかについては、今後検討してまいりたい。

○知念秀明 委員 事業統合の周知方法について伺いたい。

○水道局次長 今定例会で条例が可決された後、公示を行い、ホームページや市報等で周知してまいりたい。

○知念秀明 委員 周知不足によって市民が不便を来さないよう取り組んでいただきたい。

○水道局次長 しっかりと周知してまいりたい。

○呉屋等 委員 統合されることによって本庁との交流人事異動は少なくなるのか。

○水道局次長 現在と同程度であると考えている。

○呉屋等 委員 窓口の民営化について検討されているか。

○水道局次長 窓口や検針、料金関係の委託を包括して行うことも調査、検討しているところである。

○伊佐哲雄 委員 検針業務などをシステム化し、使用量等を電子管理することなどによって業務効率を向上することはできないか。

○水道局次長 県外においてはそのようなシステムを導入している団体もあるようであるが、本市で導入する場合、大規模なシステム改修が必要となるため、現在のところ導入は難しいと考えている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間、休憩いたします。（午後0時03分）

◆午後の会議◆

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

認定第3号 平成28年度宜野湾市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

○宮城司 委員 使用料の収入未済額の件数を伺いたい。

○下水道課長 後ほど資料を提出してまいります。

○宮城司 委員 国庫支出金の収入未済額は次年度収入すると理解してよいか。

○下水道課長 繰り越し手続を行っており、収入予定である。

○宮城司 委員 下水道使用料はどのように計算しているのか。

○下水道課長 水道の利用量に応じて計算している。

○宮城司 委員 下水道料金と水道料金は2カ月に1度、同時に支払っていると考えますが、収入未済の方は水道料金も支払っていないのか。

○下水道課長 必ずしもそうではない。

○宮城司 委員 収入未済の場合、時効もあるのか。

○下水道課長 身元がわかる場合は請求を続けるが、身元不明となった場合、5年間で不納欠損となる。

○米須清正 委員 不納欠損額の件数を伺いたい。

○下水道課長 所在不明が162件、死亡3件、倒産9件の174件である。

○米須清正 委員 登録手数料の件数を伺いたい。

○下水道課長 新規12件、更新16件である。

○宮城司 委員 水道事業と統合を行った場合、下水道料金の未納世帯に対し給水差し止め等ができるか。

○下水道課長 水道料金を支払っている場合、差し止めはできない。

○宮城司 委員 下水道は止められないのか。

○下水道課長 差し止めができる構造ではない。

○知名康司 委員 下水道事業費の繰越について伺いたい。

○下水道課長 工事については、大山の雨水工事と愛知、大謝名の汚水枝線工

事の2件であり、工事に伴う磁気探査委託業務も繰り越しを行うものである。

○知名康司 委員 平成29年度に行うということか。

○下水道課長 そのとおりである。平成29年8月末に完了した。

○知名康司 委員 下水道水洗化促進事業の内容を伺いたい。

○下水道課長 下水道の普及促進活動を行うものであり、宜野湾シルバー人材センターに業務委託している。

○宮城司 委員 不納欠損が年々増加している理由を伺いたい。

○下水道課長 後程報告いたしたい。

○濱元朝晴 委員 軍用地共同使用料について伺いたい。

○下水道課長 キャンプ瑞慶覧の污水管の使用料である。

○濱元朝晴 委員 下水道使用料の納付はどのような方法があるか。

○業務係長 口座振替のほかコンビニや水道局窓口での支払いが可能である。

○濱元朝晴 委員 コンビニでの手数料を伺いたい。

○下水道課長 水道局が窓口であるため、把握していない。

○濱元朝晴 委員 利益を出すためには現金での収納がよいと考えるが、よりよい徴収方法を検討いただきたい。

○伊佐哲雄 委員 汚水処理負担金の計算はどのように行うのか。

○下水道課長 伊佐浜処理場の負担金であるが、汚水量に47円と消費税8%を乗じた額が負担額となる。

○伊佐哲雄 委員 各家庭が流した下水の量と考えるとよいのか。

○下水道課長 各家庭の汚水量を把握しており、それをもとに計算している。

○伊佐哲雄 委員 下水道にメーターがあるのか。

○下水道課長 水道メーターで確認している。

○伊佐哲雄 委員 庭に散水することもあると考えるが、その分についても下水道使用として計算されるのか。

○下水道課長 そのとおりである。

○呉屋等 委員 下水道管理運営事業の委託料については、市の単費で行ったものか。

○下水道課長 公営企業会計への移行に伴うもので起債して対応した。

○呉屋等 委員 移行が完了した後はどのようなになるのか。

○下水道課長 移行後は保守、管理業務が発生することとなる。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第45号 平成29年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

- 宮城司 委員 公営企業会計適用債の増額理由について伺いたい。
- 下水道課長 公営企業会計システムの構築に係る委託について、増額があったため補正するものである。
- 宮城司 委員 起債ではなく補助は利用できないのか。
- 下水道課長 補助メニューはないが、起債は可能である。また、起債は地方交付税として収入する予定である。
- 呉屋等 委員 地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書の見方を説明いただきたい。
- 下水道課長 合計欄については下水道事業以外の事業の起債も含めた合計額である。
- 呉屋等 委員 他の起債分も含めた資料をいただきたい。
- 下水道課長 提出してまいりたい。
- 呉屋等 委員 公営企業適用債の償還年数について伺いたい。
- 下水道課長 償還年数は10年である。
- 呉屋等 委員 起債は地方交付税措置されるとの答弁があったが、起債額の何割が交付されるのか。
- 下水道課長 割合については不明である。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第51号 宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

- 知名康司 委員 宜野湾市印鑑条例第15条の内容について伺いたい。
- 市民課長 自動交付機の暗証番号の登録に関する条項である。
- 伊佐哲雄 委員 多機能端末器が店舗に新たに整備されるのか。
- 市民課長 既存のコピー機を利用するものである。
- 伊佐哲雄 委員 新たな投資は必要ないということであると理解する。施行期日を附則で定める理由を伺いたい。
- 市民課長 サービスの開始時期が未確定であることから、確定次第附則で期日を定めてまいりたい。
- 伊佐哲雄 委員 全国的にコンビニ交付を行う流れとなっているのか。
- 市民課長 コンビニに支払う手数料は全国一律で115円である。

- 伊佐哲雄 委員 県外での多機能端末器による交付はどのようになっているか。
- IT推進室長 全国で432団体、県内では9団体がサービスを開始している。
- 伊佐哲雄 委員 9市町村の内訳を伺いたい。
- IT推進室長 平成25年に開始した南風原町、豊見城市、読谷村、那覇市、うるま市、八重瀬町、沖縄市、南城市、宮古島市である。
- 伊佐哲雄 委員 ただいまの内訳を資料でいただきたい。
- IT推進室長 提供してまいりたい。
- 知名康司 委員 交付を受けるにはマイナンバーカードでなければいけないか。
- 市民課長 マイナンバーカードのみが対象である。
- 知名康司 委員 マイナンバーカードの発行までにどのくらいの時間がかかるか。
- 市民課長 申請からおおよそ2カ月程度を要する。
- 宮城司 委員 本市のマイナンバーカードの保有率について伺いたい。
- 市民課長 ことし8月末時点で6,106枚発行しており、人口比で6.22%の市民が保有している。
- 宮城司 委員 どのコンビニが対象となるのか。
- 市民課長 近隣の市町村では35店舗、全国約5万3,000店舗が対象である。
- 宮城司 委員 コンビニで発行を受けられる書類について伺いたい。
- 市民課長 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍証明書、戸籍の附表の写しを予定している。
- 知念秀明 委員 現在コンビニ交付サービスを実施している県内市町村におけるマイナンバーカードの発行率について伺いたい。
- 市民課長 県内41市町村の平均は7.04%である。那覇市は平成28年10月からコンビニ交付サービスを開始し、徐々にふえており、現在は7.84%である。県内で最も発行率の高い南城市においては13.19%となっている。
- 知念秀明 委員 マイナンバーカードの発行促進に向けた周知をどのように取り組んでいるのか。
- 市民課長 昨年からは市ホームページや市報で呼びかけを行っている。コンビニ交付手数料が確定次第、チラシやポスターを作成し、掲示してまいりたい。
- 知念秀明 委員 ポスターやチラシはどこに掲示するのか。
- 市民課長 コンビニや金融機関等を予定している。
- 知念秀明 委員 各公民館にも掲示していただくとさらに効果があると考えられる。ぜひ、検討いただきたい。
- 市民課長 今後、検討してまいりたい。

○伊佐哲雄 委員 コンビニ以外の店舗でサービスを提供することはできないのか。

○市民課長 現在のところ、コンビニにある既存の多機能端末器を利用したサービスの提供を予定している。

○伊佐哲雄 委員 県内ではローソン沖縄、沖縄ファミリーマートの各店舗のみと考えてよいか。

○市民課長 そのとおりである。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第52号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○宮城司 委員 コンビニ交付サービスを平成30年1月から開始予定とのことであるが、開始予定時期を決定した経緯について伺いたい。

○IT推進室長 市内3カ所に設置されている自動交付機のリース期限が今年度までとなっているが、現在の交付機よりもコンビニ交付サービスのほうが利用可能時間が長いことや県内をはじめ全国のコンビニで受け取りが可能であること、自動交付機の更新と同程度の金額で導入可能であることなどから、コンビニ交付サービスを導入することとした。開始時期については、庁内関係部署等と調整を行い、導入までのスケジュールを検討した結果、平成30年1月となった。

○宮城司 委員 1月のいつ頃を予定しているのか。

○IT推進室長 1月末を予定している。

○宮城司 委員 現在の自動交付機のサービスと併用して行うのか。

○IT推進室長 平成30年度までは併用する予定であるが、平成31年度以降はコンビニ交付サービスのみとなる予定である。

○市民課長 自動交付機は廃止となるが、市民カードは窓口での印鑑登録証明書の交付などで利用できるため、廃棄しないよう市民に周知を図ってまいりたい。

○伊佐哲雄 委員 市がコンビニへ支払う手数料について伺いたい。

○市民課長 コンビニへの手数は115円である。

○伊佐哲雄 委員 手数料はどのように決定したのか。

○市民課長 地方公共団体情報システム機構がコンビニと契約を締結して手数料を決定した。

- 伊佐哲雄 委員 現在の自動交付機は交付手数料200円の全てが歳入と考えてよいか。
- 市民課長 そのとおりである。
- 宮城司 委員 コンビニ交付サービスを行うことで歳入が減少するのか。
- 市民課長 コンビニに支払う手数料が多くなることで歳入は減少するが、現在発行に係る経費が証明書1枚当たり600～900円となっており、発行枚数がふえることによってトータルコストを減少させることにもつながると考えている。
- IT推進室長 平成28年度までのコンビニに支払う手数料は1件当たり123円であった。今後、導入市町村がふえることによって手数料が減額される可能性もある。
- 伊佐哲雄 委員 コンビニに支払う手数料が減額された場合でも交付手数料200円は維持されるのか。
- 市民課長 手数料の見直しは5年に1度行われるため、その際に検討されると思う。
- 知念秀明 委員 次回の見直しはいつ行われるのか。
- 市民経済部次長 平成31年度の予定である。
- 知念秀明 委員 値上げとなる可能性もあるか。
- 市民経済部次長 利用促進を図るためにコンビニ交付手数料を200円に設定した経緯がある。今後、受益者負担等の公平性を考慮しながら適正な手数料の算定に努めてまいりたい。
- 知念秀明 委員 交付を受ける際は、多機能端末器にマイナンバーカードを挿入するのか。
- IT推進担当主査 多機能端末器にカードをかざすことで利用できる。
- 知念秀明 委員 公民館に多機能端末器を設置することはできないか。
- IT推進室長 紙詰まりへの対応やさまざまな事務が発生するほか、新たに手数料が必要となることから、地域からの要望があれば今後検討してまいりたい。
- 伊佐哲雄 委員 嘉数区はコンビニが利用しづらい場所にあるため、公民館でのサービス提供を検討いただきたい。
- IT推進室長 コンビニ交付サービスを導入する段階であるため、まずは同サービスを軌道に乗せることが必要であると思う。
- 呉屋等 委員 コンビニ交付サービスに伴う手数料収入の減について、当初予算編成の段階から減額を見込んだ算定がなされているのか伺いたい。
- 市民課長 平成30年1月からサービスが開始される予定であるため、3月までの3カ月間の発行予想枚数に手数料収入85円を乗じて算定している。
- 呉屋等 委員 当初予算編成の段階から歳入減を見込んで算定したとのこと

であるが、どのように算定したのかを示した資料をいただきたい。

○市民課長 当初予算編成の段階で算定した資料は概算であるため、現在の見込みとは差が生じていると考えるが、当初予算編成時の資料でよろしいか。

○呉屋等 委員 当初予算編成時の資料をいただきたい。

○市民課長 資料を提供してまいりたい。

○税務課長 税務課では所得課税証明書について資料を提供してまいりたいが、当初予算の歳入については直近12カ月の発行枚数を基に算定しており、手数料ごとの試算は行っていない。

○呉屋等 委員 当初予算においてはコンビニ交付サービスによる手数料の減を算定に入れず、補正予算で対応する予定と理解してよいか。

○税務課長 そのとおりである。

○呉屋等 委員 先程の要求資料について、当初予算編成時に手数料の減を反映したかについても示していただきたい。

○市民課長 そのように提供いたしたい。

○伊佐哲雄 委員 コンビニ交付サービスが開始されることにより窓口の負担が軽減されることが予想されるが、その場合、窓口委託料の減額を検討されているのか。

○市民経済部次長 ご指摘のとおりであり、今後検討してまいりたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後4時09分)

經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 平成29年9月15日(金) 3日目

午前10時00分 開議
午後 0時04分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	吳屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

○欠席委員(0名)

--	--

○説明員(4名)

市民経済部 次長	崎間 賢
産業政策課 産業振興担当主査	新城 絵美理

産業政策課 課長	宮城 竜次
産業政策課 産業振興係長	佐喜眞 隆司

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡嘉敷 真
------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議番	案号	件名
議第 5 3 号	案号	宜野湾市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
陳第 7 6 号	情	宜野湾市シルバー人材センターに対する支援強化について
陳第 7 7 号	情	宜野湾市西普天間地区返還地整備に伴う市内商工業者の優先利用に係る特段の配慮について
議第 5 1 号	案号	宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について
議第 5 2 号	案号	宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について
議第 5 5 号	案号	宜野湾市水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例について
認第 3 号	定号	平成 2 8 年度宜野湾市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認第 4 号	定号	平成 2 8 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認第 5 号	定号	平成 2 8 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議第 5 9 号	案号	平成 2 8 年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議第 4 5 号	案号	平成 2 9 年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 4 6 号	案号	平成 2 9 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 4 7 号	案号	平成 2 9 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
陳第 1 3 号	情	耐震診断費用の自己負担軽減について
陳第 1 7 号	情	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情

第408回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成29年9月15日（金）第3日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第3日目の会議を開きます。（開議時刻 午前10時00分）

～答弁修正～

○市民経済部次長 9月14日に議題となった議案第52号宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について、市民課長の答弁に誤りがあったことから答弁を修正させていただきたい。

「コンビニ交付サービスに伴う手数料収入の減について、当初予算編成の段階から減額を見込んだ算定がなされているのか」との質疑に対し、「平成30年1月からサービスが開始される予定であるため、3月までの3カ月間の発行予想枚数に手数料収入85円を乗じて算定している。」と答弁したが、正しくは、歳入については3カ月間の発行予想枚数に手数料200円を乗じて算定し、歳出において発行予想枚数にコンビニへ支払う手数料115円を乗じた額を組み入れたものである。

【議題】

議案第53号 宜野湾市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○米須清正 委員 固定資産税の課税免除等を受けている企業の名称について伺いたい。

○市民経済部次長 事業者の個人情報となるため、差し控えさせていただきたい。

○米須清正 委員 おおよその所在地も答弁できないか。

○産業政策課長 税の情報は固く守られるべきものであり、資産の所在地も漏らしてはならないこととなっている。

○米須清正 委員 同じ事業者が複数の地域で免除を受けていることはないか。

○商工振興担当主査 重複していない。

○米須清正 委員 代表者も重複していないか。

○産業政策課長 重複していない。

○米須清正 委員 当該企業で雇用されている市民はどの程度いるか。

○産業政策課長 統計資料がないため、把握していない。

- 米須清正 委員 9月12日の本会議で桃原功議員が要求した議案第53号に係る資料について、空白となっている部分の説明をいただきたい。
- 産業政策課長 税の免除期間が5年間となっているため、免除を受けていない期間については空白として記載したものである。
- 伊佐哲雄 委員 免除額は合計で約1,500万円ということであるが、その分の歳入が減となると理解してよいか。
- 産業政策課長 免除額の50%を国、25%を県が負担することとなっていることから、市の負担分は免除額の25%程度である。
- 伊佐哲雄 委員 当該制度による市のメリットについて伺いたい。
- 産業政策課長 さまざまな企業を誘致することによる経済波及効果が期待できるものである。
- 伊佐哲雄 委員 具体的な効果が示せるのであれば伺いたい。
- 産業政策課長 都市機能用地に誘致した企業に対し、全従業員に占める市民の割合についてアンケートを毎年行っている。また、免税期間が経過した後は固定資産が発生することとなる。
- 知名康司 委員 先程の米須議員の質疑と関連するが、資料の3番目の企業は免除措置が終了したと考えてよいか。
- 産業政策課長 設備投資等に対しても固定資産税の免除を行うものであることから、資料中の3番目の企業については、対象となる設備投資等について5年間の免除を受けたということである。
- 知名康司 委員 資料に記載されている13の企業は全て償却資産に対する免除ということか。
- 産業政策課長 沖縄振興特別措置法による免除の対象は土地、建物、償却資産などが対象となるため、全てが償却資産ということではない。
- 伊佐哲雄 委員 他市でも同様の措置が取られているのか。
- 産業政策課長 沖縄県内全域が対象となる特区もあるが、特区によっては特に指定されている場合もある。
- 伊佐哲雄 委員 各地域での優遇制度等の一覧について資料をいただきたい。
- 産業政策課長 本会議で配布した資料に記載されているため、参照いただきたい。
- 知念秀明 委員 用地確保の際の補助制度など、税以外の優遇措置もあるのか。
- 産業政策課長 税の優遇以外の措置は設けていないと考える。
- 知念秀明 委員 本市西海岸地区が特区の対象となっているのか。
- 産業政策課長 市内全域が対象となっており、特に指定された地域はない。
- 宮城司 委員 税の優遇措置を受けているのは資料に記載された13社のみか。
- 産業政策課長 平成29年度時点では13社である。

○宮城司 委員 市内の企業数と比較すると少ないように感じるが、該当するにも関わらず適用されていない場合もあるか。

○産業政策課長 固定資産税の免除を受ける場合、沖縄振興特別措置法に定める固定資産の免除を受けることができる資産を申告する必要があるが、申告漏れがあった場合は免除を受けることができないこともあると考える。

○宮城司 委員 当該優遇措置の周知はどのように行っているのか。

○産業政策課長 1月末が申請の期限となるため、12月号の市報に案内を掲載して周知を図っているほか、国からの周知ポスターも随時掲示している。

○米須清正 委員 企業の免税額が年によって増減がある理由を伺いたい。

○産業政策課長 対象となる設備投資等を行ったことにより増減が発生したものと考える。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前10時42分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午前10時46分）

【議題】

陳情第76号 宜野湾市シルバー人材センターに対する支援強化について

～参考意見聴取～

○市民経済部次長 宜野湾市シルバー人材センターの平成28年度事業報告によると、会員数317名、受注件数945件となっており、契約金額1億4,439万8,977円のうち9,684万5,470円が公共からの受注となっている。補助金については、国から843万1,000円、市から1,547万4,240円が投入されている。

陳情の内容としては、9名の職員のうち正職員が2名しかおらず、臨時職員の定着率が低く事業の執行に苦慮している状況であるため、計画的に臨時職員の正職員化を図るための支援をいただきたいとの内容である。

○知念秀明 委員 契約金額の中に国や市からの補助金も含まれているのか。

○市民経済部次長 補助金は含まれていない。

○知念秀明 委員 シルバー人材センターの財政状況がわかる資料をいただきたい。

○市民経済部次長 平成29年度の定時総会議案書を提供いたしたい。

○知念秀明 委員 シルバー人材センターが受注した業務を会員に割り振る際に偏りがあるとの話もあるが、いかがか。

○産業政策課長 平成28年度の会員の就業率は92.1%となっており、他市町村と比較しても高い割合であると考ええる。

- 知名康司 委員 陳情の内容は臨時職員を正職員に切り替えるための支援をいただきたいとの内容と理解しているが、それ以外の要求はあるか。
- 市民経済部次長 臨時職員の正職員化への支援を求めるものと理解している。
- 知名康司 委員 臨時職員の年齢について伺いたい。
- 雇用労政係長 詳細は不明であるが、20代であると考える。
- 宮城司 委員 国や市の補助金の使途について資料をいただきたい。
- 市民経済部次長 資料を提出してまいりたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

-
- 呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前11時09分）
 - 呉屋等 委員長 再開いたします。（午前11時15分）
-

【議題】

陳情第77号 宜野湾市西普天間地区返還地整備に伴う市内商工業者の優先利用に係る特段の配慮について

～参考意見聴取～

- 市民経済部次長 陳情者である宜野湾市西普天間地区返還地整備に伴う市内商工業者優先利用期成会については、西普天間住宅地区に琉球大学及び同附属病院が移転されることに伴い、市内商工業者の優先利用を促進するために組織されたものである。8月28日に市長に要請があり、9月11日に市長とともに琉球大学学長へ直接要請行動を行った。琉球大学側も要請に理解を示し、前向きに検討したいとの回答をいただいた。
- 宮城司 委員 西普天間住宅地区整備の今後のスケジュールを伺いたい。
- 産業政策課長 現在は基本設計を行っている段階であり、平成30年度から琉球大学及び同附属病院の実設計に着手するとのことである。その後、平成32年に工事に着工し、平成36年度の完了を予定している。
- 宮城司 委員 琉球大学が市内の商工業者を優先的に発注することは可能か。
- 市民経済部次長 先日要請に伺った際には、学長から地域振興の観点から可能な限り地元企業の優先受注を確保してまいりたいとの回答をいただいた。
- 宮城司 委員 国立大学法人であるため、発注元は琉球大学と理解してよいか。
- 市民経済部次長 そのとおりである。
- 米須清正 委員 現在の琉球大学を建設した際は地元の業者を優先的に使用したのか。
- 市民経済部次長 詳細は不明である。
- 知念秀明 委員 陳情書には整備期間中における飲食関係との記述があるが、

完成後も飲食関係の需要はあると考える。整備期間中に限定した理由を伺いたい。

○市民経済部次長 工事期間中の市内業者の優先利用に特化した要請とするためであると考えます。

○知念秀明 委員 完成後は多くの方が訪れることとなるため、大きな経済効果が見込める。ぜひ、期成会とも調整をしながら取り組んでいただきたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前 11 時 36 分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午前 11 時 55 分）

【議題】

議案第 5 1 号 宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第 5 2 号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 5 3 号 宜野湾市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

議案第 5 5 号 宜野湾市水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前 11 時 56 分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午前 11 時 57 分）

【議題】

認定第 3 号 平成 28 年度宜野湾市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 平成 28 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 平成 28 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 5 9 号 平成 28 年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

認定第3号、認定第4号、認定第5号について、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第59号について、原案のとおり可決及び認定すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前 11時58分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午前 11時59分）

【議題】

議案第45号 平成29年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 平成29年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後 0時00分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後 0時00分）

【議題】

陳情第76号 宜野湾市シルバー人材センターに対する支援強化について

陳情第77号 宜野湾市西普天間地区返還地整備に伴う市内商工業者の優先利用に係る特段の配慮について

【審査期限延長申出】

本件については、9月15日までに審査を終えるよう期限が付されているが、なお慎重に審査する必要があるため、9月27日までに審査期限を延長するよう議長に要求することに決定。

【議題】

陳情第13号 耐震診断費用の自己負担軽減について

陳情第17号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情

【閉会中の審査継続申出】

上記2件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要があるため、議長に申し出ること決定。

○呉屋等 委員長 本日はこれにて散会いたします。

（散会時刻 午後 0時04分）

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 平成29年9月22日(金) 4日目

午後 4時18分 開議
午後 5時26分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	呉屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

○欠席委員(0名)

--	--

○説明員(0名)

○参考人(1名)

宜野湾市西普天間地区返還地整備に伴う市内商工業者優先利用期成会筆頭代表	福里 清孝
-------------------------------------	-------

※外随行者1名

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡嘉敷 真
------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議 番	案 号	件 名
陳 第 7 7 号	情	宜野湾市西普天間地区返還地整備に伴う市内商工業者の優先利用に係る特段の配慮について

第408回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成29年9月22日（金）第4日目

○呉屋等 委員長 ただいまから経済建設常任委員会の第4日目の会議を開きます。（開議時刻 午後4時18分）

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後4時18分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後4時20分）

【議題】

議案第77号 宜野湾市西普天間地区返還地整備に伴う市内商工業者の優先利用に係る特段の配慮について

～参考意見聴取～

○参考人 西普天間住宅地区へ琉球大学医学部及び同附属病院が移転することに伴い、市内商工業者が結束して受注機会の確保をすべきとの趣旨で期成会を発足させた。9月11日には、琉球大学学長や院長に対し市長とともに要請を行った。学長からは、市商工業者の期待を受けとめ地域経済に貢献してまいりたいとの回答をいただき、院長からは、今後も情報交換を密に行い、期成会と調整を重ねてまいりたいとの回答をいただいた。

二元代表制である議会からもお力添えをいただくよう、お願いしたい。

○宮城司 委員 受注に向けての具体的な調整が必要であると考えますが、いかがか。

○参考人 大型工事などについては共同企業体を組織するなどして受注していきたいと考えているが、具体的な内容については今後協議してまいりたい。

○宮城司 委員 要請の時期は今が適当であるとの判断で行ったのか。

○参考人 すでに基本設計に関する発注は終了しているが、市内の企業は受注できなかった。要請の時期としてはおこなっていると考える。今後は頻度を上げて調整を図ってまいりたい。

○宮城司 委員 琉球大学には共済会などもあり、外部からの参入が厳しいことも想定されるため、細かい調整が必要であると考えます。

○参考人 調整を図ってまいりたい。建設期間中においては、建設現場内にプレハブの食堂を設け、作業員が域外に出ることなく食事ができる場所の提供も検討しているところである。

○知念秀明 委員 期成会の構成団体に加盟していない業者も優先受注の恩恵

を受けることができるのか。

○参考人 団体加盟店のみでなく、市内事業者が対象となるものとする。また、この機会を通じて加盟を呼び掛けてまいりたい。

○知念秀明 委員 この機会に非加盟業者に声かけをし、加盟につなげていただきたい。

○知名康司 委員 共同企業体に参加する見込みはあるか伺いたい。

○参考人 大型工事については本土の大企業が元請となることが予想されるが、市内事業者も利益を出せるような受注機会の確保に努めてまいりたい。

○知名康司 委員 発注者である琉球大学に優先発注の裁量があるのか。

○参考人 国立大学法人であるため、予算は国から交付されている。琉球大学の協力を得ながら調整してまいりたい。また、今後内閣府に要請することも予定している。

○知名康司 委員 密に連携を取って調整していただきたい。

○参考人 要請を行った際の感触としては、かなり前向きな回答をいただいた。琉球大学から調整の頻度を上げて情報交換することまで提案いただき、大変うれしく受け止めている。

○伊佐哲雄 委員 議員もともに協力して市内事業者の優先発注に取り組んでまいりたい。国への要請はいつ頃になるのか伺いたい。

○参考人 内閣府への要請については、10月中旬を予定している。行政、議会もともに協力していただけるとありがたい。

○濱元朝晴 委員 躯体工事は開始しているのか伺いたい。

○参考人 現在は基本設計の段階であり、躯体工事は実施されていない。

○濱元朝晴 委員 いつ頃を予定しているのか伺いたい。

○参考人 発注の時期は不明である。これから情報交換を行ってまいりたい。

○濱元朝晴 委員 ささまざまな工事が予定されているが、全て市内事業者に発注するという事か。

○参考人 発注情報については、今後琉球大学と情報交換を行いながら協議してまいりたい。

○濱元朝晴 委員 海軍病院の建設時は市内事業者の優先発注が行われたのか。

○参考人 詳細は把握していないが、工事期間中に自動販売機を設置した業者はかなりの収益が出たと伺っている。

○濱元朝晴 委員 弁当などは参入したのか。

○参考人 詳細は把握していないが、恐らく参入していないと考える。

○米須清正 委員 建設期間中の弁当の発注などについて、市内事業者のみに限定することはできるのか。

○参考人 域内に飲食やコンビニ用のプレハブを設置し、利用しやすい環境を

整えるなど工夫が必要であると考え。

○参考人（随行者） 参考事例であるが、北中城村のイオンモール沖縄ライカムを建設した際は、北中城村と沖縄市内の弁当業者のみが現場に入れるような仕組みとなっていた。

○米須清正 委員 琉球大学に裁量があるのか。

○参考人（随行者） 詳細な調整を行っていないため不明であるが、イオンモールの場合は沖縄市、北中城村、イオンモールの3者で調整を行ったとのことである。今後、詳しく調査してまいりたい。

○参考人 当初は当期成会のメンバーにヒルズ通り会も加入していただくよう打診したが、現在の琉球大学附属病院の周辺には飲食店舗が少ないため、さほど経済効果はないのではとの声もあった。その点について随行者に補足説明させたい。

○参考人（随行者） 現在の琉球大学附属病院が建設された際とは都市計画法などの関連法も大きく変化しており、環境も異なる。また、医療ツーリズムの観点からも経済効果は大きいと考えている。実際、シンガポールでは平成22年に医療ツーリズムによって215億円の経済効果があったとのことである。医療と経済が連携するような仕組みを作ることによって波及効果を生じさせることができる。そのためにも議会、行政にはインフラ整備等にしっかりと取り組んでいただきたい。

○宮城司 委員 期成会の事務局はどこに設置しているのか。

○参考人 商工会に事務局を設置しており、商工会の事務局長が期成会の事務局長を兼任している。

○呉屋等 委員長 これから当陳情に関する意見書の案を配布いたしたい。内容について参考人からもご意見をいただきたい。

○参考人 意見書案の冒頭に「中小・零細企業」との記述があるが、宜野湾市中小企業・小規模企業・小企業振興基本条例においても零細企業を小企業と表現しているため「中小・小企業」としてはいかがか。

○呉屋等 委員長 そのように訂正してまいりたい。

○参考人 今後、国への要請も予定しているため意見書を沖縄及び北方担当大臣、文部科学大臣へも送付いただけると大変ありがたい。

○呉屋等 委員長 送付先は琉球大学学長、沖縄及び北方担当大臣、文部科学大臣の3者といたしたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 本日はこれにて散会いたします。

（散会時刻 午後5時26分）

經濟建設常任委員會會議錄

○開催年月日 平成29年9月25日(月) 5日目

午後 3時45分 開議
午後 4時26分 閉会

○場 所 第2常任委員會室

○出席委員(7名)

委員長	吳屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

○欠席委員(0名)

--	--

○説明員(3名)

市民經濟部 次長	崎間 賢
産業政策課 産業振興係長	佐喜眞 隆司

産業政策課 課長	宮城 竜次
-------------	-------

○議会議務局職員出席者

主任主事	渡嘉敷 真
------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議 番	案 号	件 名
陳 第 7 6 号	情 号	宜野湾市シルバー人材センターに対する支援強化について
陳 第 7 7 号	情 号	宜野湾市西普天間地区返還地整備に伴う市内商工業者の優先利用に係る特段の配慮について
意 第 3 5 号	見 書 号	キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区跡地への琉球大学医学部及び同附属病院移転整備に係る宜野湾市内商工業者への優先受注機会の確保に関する意見書

平成29年9月25日（月）第5日目

○呉屋等 委員長 ただいまから経済建設常任委員会の第5日目の会議を開きます。（開議時刻 午後3時45分）

【議題】

議案第76号 宜野湾市シルバー人材センターに対する支援強化について

～質疑・答弁～

- 米須清正 委員 国からの補助金843万1,000円の算定方法を伺いたい。
- 市民経済部次長 直接市が関わっていないため不明である。
- 米須清正 委員 市の補助金についてはいかがか。
- 産業政策課長 ここ数年は1,547万4,240円を固定して補助している。
- 伊佐哲雄 委員 シルバー人材センターは法人格を持っているのか。
- 産業政策課長 公益社団法人である。
- 伊佐哲雄 委員 利益を出してはいけない団体ということか。
- 産業政策課長 収益事業を主にはならないこととなっている。
- 米須清正 委員 平成28年度の会員数は317名であるが、平成29年度の事業目標では480名を目標としている。増の見込みはあるのか。
- 産業政策課長 あくまで目標値であると考えます。
- 知念秀明 委員 平成28年度の収支補正予算書によると、役員報酬の当初予算額は70万5,000円であるが、途中で25万5,000円の補正を行っている。シルバー人材センターの役員数について伺いたい。
- 市民経済部次長 シルバー人材センターの平成28年度定時総会議案書に理事・幹事候補署名簿が記載されているが、役員報酬の詳細は把握していない。
- 知名康司 委員 受注契約金額に関して、平成27年度と平成28年度を比較すると公共からの契約金額が約1,200万円減となっているが、理由を伺いたい。
- 市民経済部次長 産業政策課においては、福寿園の民営化に伴う管理委託や老人福祉センターの指定管理者制度移行に伴う委託業務の減により契約金額が減少したと考える。福寿園等には、引き続きシルバー人材センターの利活用を検討いただくよう依頼を行った。
- 知名康司 委員 シルバー人材センターの平成28年度事業報告を見る限り、かなり経費削減に努力しているように感じる。行政としてはどう感じているか。

○市民経済部次長 臨時職員の正職員化に一人当たり180万円の財源が必要であり、財源確保に苦慮している状況は把握している。

○宮城司 委員 切手・電話代として計上された約130万円について伺いたい。

○市民経済部次長 詳細は把握していない。

○宮城司 委員 正味財産期末残高が249万593円とあるが、その額の現金を保有しているということか。

○市民経済部次長 詳細は把握していない。

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後4時17分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後4時23分）

【議題】

意見書第35号 キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区跡地への琉球大学医学部及び同附属病院移転整備に係る宜野湾市内商工業者への優先受注機会に関する意見書

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で意見書（案）のとおり議長へ提出すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後4時24分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後4時25分）

【議題】

陳情第77号 宜野湾市西普天間地区返還地整備に伴う市内商工業者の優先利用に係る特段の配慮について

【質疑省略】

【討論】

省略。

【審査結果】

意見書が可決されており、同趣旨であるため採択したものとみなす。

【議題】

所管事務調査について

○呉屋等 委員長 平成29年10月31日に南アルプス市で景観条例について所管事務調査を実施するが、その前に県内先進地視察を行いたい。平成29年10月19日に石垣市で議員職員研修会が行われることから、翌日の20日に「石垣市風景づくり条例及び風景計画について」所管事務調査を行いたいが、いかがか。

(「異議なし」という者あり)

○呉屋等 委員長 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後4時26分)